

令和6年度 飯能市立原市場中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒等に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ① 生徒対象のいじめについてのアンケート調査（学期ごと）
- ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査
- ③ 保護者対象のいじめについてのアンケート調査

(イ) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー・さわやか相談員の活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

生徒及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー・さわやか相談員）

< 活動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査を学期ごと、教育相談等）
- ② いじめの防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

＜開催＞

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間行事予定

| 月 | 年間活動計画 |
|-----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画委員会：「新年度いじめ防止基本方針」策定 ・保護者会：保護者への啓発（配付資料により代替） |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修：「いじめ防止基本方針」の共通理解、人権学習、人権メッセージや人権作文の作成について ・学級活動：いじめに関する学級指導、作文 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会：原中人権宣言の策定 ・人権標語の掲示、道徳コーナーの活用 ・学校生活アンケートの実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会：保護者への啓発 ・非行防止教室：SNS等のいじめ問題を取り上げる ・二者面談、三者相談：いじめ等の有無の確認 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた校内研修 いじめ問題の基本的認識、早期発見、対応、予防等について |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修：各種行事における人権の配慮について |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価中間評価に係る生徒・保護者対象アンケート調査 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅強化月間の取組 学校生活アンケートの実施 全校三者面談：保護者への啓発と生徒からの聞き取り 小中連携のいじめゼロ会議 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する資料を使った道徳の時間の授業 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価に係る生徒・保護者アンケートの実施 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の成果・課題の検討 ・保護者への啓発：保護者会 |

上記のほか、道徳教育の充実、教科指導の中で人権尊重を意識した教育に取り組む。また、学級経営の柱の一つに「いじめを許さない学級」づくりを据え、担任や学年職員が日常的に生徒の様子を観察するなどし、早期発見に努める。また、毎週、生徒指導教育相談部会を開催することで、情報交換を密にし、学年を超えて学校として組織的に対応する態勢を常にとる。